

事業主の皆様へ

介護支援取組助成金制度が改正されました

介護支援取組助成金については、仕事と介護を両立できる職場作りをさらに進めていただくため、より一層の取組効果を上げることを目指して、**平成28年6月24日（金）から支給要件の一部が見直されました。**

具体的には、○介護関係制度の設計・見直し ○働き方改革の取組 の2点の取組が支給要件に追加され、ほかに一部要件の見直しがあります。

ぜひ、これまでの取組に加えて実施し、仕事と介護を両立できる職場作りに取り組んでください。

6月24日以降の新支給要領は[こちら](#)（厚生労働省ホームページ内）
支給申請書様式や参考資料、Q & Aなどは[こちらの画面](#)から（同上）

※パンフレットは現在準備中です。

お問い合わせ先：沖縄労働局 雇用環境・均等室

電話098-868-4403

助成金担当まで